

今改めて「親権」について考える

～子の最善の利益の視点から～

近時、未成年の子に関する調停・審判事件が増加する中、子の監護者指定、子の引渡し、親権者の決定等の場面における監護権・親権の判断の在り方が改めて問われている。

親と子の関わりは、未成年の子に心身ともに大きな影響を与え、将来にわたってその健全な成長を左右する場合もある。そのため、監護権・親権に関する判断は、「子の最善の利益」の視点からなされるべきものであるが、その意味するものは必ずしも明確ではない。そこで、本シンポジウムでは、諸外国における制度や運用とも比較しつつ、法的及び心理的側面から、改めて「子の最善の利益」の内実を問い直すとともに司法判断のみならず、当事者間において監護・親権に関する合意を形成する場面や、別居後ないし離婚後に子の監護を実践する場面にも焦点を当て、それらのプロセスにおける専門家との連携・協働の在り方についても議論したい。

第1部

1 アンケート報告

村本 耕大

(弁護士、日弁連家事法制委員会委員)

2 基調報告

芝池 俊輝

(弁護士、同委員会事務局次長)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

小田切 紀子 氏(東京国際大学教授)

床谷 文雄 氏(奈良大学教授)

笠松 奈津子 氏(公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
東京ファミリー相談室)

芝池 俊輝 (弁護士、同委員会事務局次長)

コーディネーター

林 千賀子(弁護士、同委員会事務局次長)

稲川 貴之(弁護士、同委員会委員)

2019.12/21(土) 13:00～17:00

場所 弁護士会館2階講堂「クレオ」BC



地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線
霞ヶ関駅(B1-b出口直結)から徒歩1分

参加費 無料

対象 どなたでもご参加いただけます

申込み 不要(当日直接会場にお越しください)

～ お子様の一時保育サービスについて～
シンポジウム中、ベビーシッター(保育資格者)による、お子様の一時保育サービスを御利用いただけます。希望される方は期限までに以下の連絡先までお申し込みください。
申込期限: 11月29日(金)まで
連絡先: 03-3580-9881 (法制第一課)

●お問い合わせ Tel.03-3580-9881 (日本弁護士連合会 法制部 法制第一課)

日本弁護士連合会では、家事法制シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍のほか、日本弁護士連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。報道機関による取材が入る場合もあり、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。